

令和 7 年度

監 査 報 告 書 Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯 田 市 監 査 委 員

7 飯監第3064号
令和7年11月12日

飯田市長 佐藤 健 様
飯田市議会議員 竹村 圭史 様

飯田市監査委員 吉田 賢二
飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 清水 勇

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象及び期日

1 予備監査（伝票・備品等現地検査）

監査期日	監査対象	実施場所
9月11日	株式会社フクシ・エンタープライズ、飯田運動公園プール	現 地
	飯田市土地開発公社	監査室

2 面接監査

監査期日	監査実施部署等	実施場所
9月25日	生涯学習・スポーツ課、株式会社フクシ・エンタープライズ、 リニア用地課、飯田市土地開発公社	監査室

第3 監査の着眼点

以下の事項を着眼点として監査を実施した。

（1）基本方針

飯田市が出資、指定管理を行っている団体等について、出納その他の事務が目的どおり、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを検証するとともに、必要な指導等に心がけ、もって市行政の合规性、経済性、効率性及び有効性の保障を期するものとする。

（2）予備監査の視点

- ① 定款、規約その他事業の概要を記した書類、組織図等の確認
- ② 事業計画書、予算書等の確認
- ③ 決算書、財務諸表等及び監事の監査報告書の確認
- ④ 会計帳票、財産台帳及び預金通帳の確認
- ⑤ 収入及び支払い証憑書類の確認
- ⑥ 会計及び庶務等に関する諸規程の確認
- ⑦ 必要に応じた書類、備品の確認

（3）出資団体監査

① 所管部局関係

- ア 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。
- イ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- エ 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し、適切な指導監督を行っているか。

② 団体関係

- ア 定款又は規約並びに経理規程等諸規定は整備されているか。
- イ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ウ 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。

- オ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- カ 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 収支の会計経理、財産管理（固定資産、有価証券、動産等）及び資金の運用は適切か。
また経費節減は図られているか。
- ク 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ケ 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。
- コ 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

（４）公の施設の指定管理団体監査

① 所管部局関係

- ア 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
 - ａ 管理する施設及び業務の内容は明確か。
 - ｂ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。
- イ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

② 団体関係（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ その他、上記「（３）出資団体監査」の「②団体関係」を準用する。

第４ 監査の主な実施内容

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する「財政的援助を与えているものの出納その他の事務」の執行が、経済性、効率性、有効性及び法令遵守等に沿って適正に行われているかという観点から、財政援助団体等の現金の取扱及び物品等の管理状況等について予備監査を実施したうえで、あらかじめ指定して提出を求めた関係資料に基づき、所管の長、関係職員及び財政援助団体等から説明を聴取する面接監査を実施した。

第５ 監査の期間

令和 7 年 8 月 4 日から令和 7 年 11 月 12 日まで

第6 監査の結果

I 飯田市土地開発公社 (出資団体監査)

1 監査の対象

名 称 飯田市土地開発公社（以下、「土地開発公社」という。）

代表者 理事長 高田 修

所在地 飯田市大久保町 2534 番地 飯田市役所内

上記団体の所管部局 リニア推進部リニア用地課

2 監査の範囲

出資団体として、主として令和4年4月1日から令和7年6月末までにおける団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

3 監査の結果

土地開発公社による事業の運営は、出資目的に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に改善の検討を求める事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【指導事項】 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの

【検討要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して
統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

なし

【検討要望事項】

各事業の代替地とする目的で取得した土地の中に、土地条件が悪いこと等により処分ができず長期に亘り保有している土地があることを認めた。これらの土地は、職員が除草作業を行うなど維持管理に課題があるため、管理方法を検討するとともに、広報による売却案内のみならず隣接地の所有者への声掛けを積極的に行うなど、引き続き長期保有土地の解消に努められたい。

【土地開発公社】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

＊次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答求める

(1) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
各事業の代替地とする目的で取得した土地の中に、土地条件が悪いこと等により処分ができず長期に亘り保有している土地があることを認めた。これらの土地は、職員が除草作業を行うなど維持管理に課題があるため、管理方法を検討するとともに、広報による売却案内のみならず隣接地の所有者への声掛けを積極的に行うなど、引き続き長期保有土地の解消に努められたい。	良好な公社経営を念頭に、次年度以降の事業計画及び予算策定において、保有地の維持管理方法について業者委託等も選択肢として検討していく。 また、土地の長期保有解消のために、現在行っている広報による売却案内や隣接地所有者への声掛けなどを引き続き積極的に行うほか、宅建業者との連携について研究を進めていく。 【土地開発公社】

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立目的等

昭和 48 年 12 月、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、飯田市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に「飯田市土地開発公社」が設立された。

(2) 事業内容

目的を達成するため、次の事業を行っている。(定款より抜粋)

- ・土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
- ・住宅用地の造成事業を行うこと。
- ・国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

近年は、飯田市の依頼を受け、リニア駅周辺整備事業などの代行買収による用地取得や、取得した公有用地の売却を行う「公有地取得事業」が主な事業となっている。

(3) 組織

役員は、理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 7 人、監事 2 人を置き、事務局職員はリニア用地課職員及び土木課職員が兼務で 5 人、出納員 1 人は飯田市の会計管理者が兼務している。

理事長は副市長、副理事長は総務部長、常務理事はリニア推進部長が就任し、事務局長はリニア用地課長が務めている。

(4) 決算状況

①損益計算書の対比

(単位：円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
[事業収益]	757,290,437	855,170,714	1,750,028,538
公有地取得事業収益	757,290,437	855,170,714	1,750,028,538
土地造成事業収益	0	0	0
[事業原価]	748,543,192	846,228,399	1,729,208,734
公有地取得事業原価	748,543,192	846,228,399	1,729,208,734
土地造成事業原価	0	0	0
(事業総利益)	8,747,245	8,942,315	20,819,804
[販売費及び一般管理費]	825,114	1,100,522	1,071,942
(事業利益・損失)	7,922,131	7,841,793	19,747,862
[事業外収益]	312,666	39,345	119,631
[事業外費用]	0	0	0
(経常利益・損失)	8,234,797	7,881,138	19,867,493
[特別利益]	0	0	0
[特別損失]	0	0	0
土地評価損	0	0	0
(当期純利益(損失))	8,234,797	7,881,138	19,867,493

②貸借対照表の対比

ア 資産の部

(単位：円)

科目	令和4年度期末	令和5年度期末	令和6年度期末
[流動資産]	4,762,353,343	3,767,335,528	2,242,598,204
現金及び預金	353,391,691	308,991,033	224,102,826
事業未収金	692,310,395	0	93,957,555
公有用地	3,594,030,645	3,342,932,657	1,808,900,986
代行用地	0	0	0
代替地	122,620,612	115,411,838	115,636,837
完成土地	0	0	0
前払費用	0	0	0
その他流動資産	0	0	0
[固定資産]	253,005	187,002	121,002
有形固定資産	253,005	187,002	121,002
建物又はその付属設備	0	0	0
車両及び運搬具	0	0	0
工具器具及び備品	253,005	187,002	121,002
無形固定資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
(資産の部合計)	4,762,606,348	3,767,522,530	2,242,719,206

イ 負債・資本の部

(単位：円)

科目	令和4年度期末	令和5年度期末	令和6年度期末
【負債】			
[流動負債]	326,390,917	208,680,300	99,715,628

未払金	326,390,917	208,680,300	99,715,628
短期借入金	0	0	0
未払費用	0	0	0
〔固定負債〕	3,998,195,344	3,112,941,005	1,677,234,860
長期借入金	3,998,195,344	3,112,941,005	1,677,234,860
（負債の部合計）	4,324,586,261	3,321,621,305	1,776,950,488
【資本】			
〔資本金〕	3,000,000	3,000,000	3,000,000
基本財産	3,000,000	3,000,000	3,000,000
〔準備金〕	435,020,087	442,901,225	462,768,718
繰越準備金	426,785,290	435,020,087	442,901,225
純利益（損失）	8,234,797	7,881,138	19,867,493
（資本の部合計）	438,020,087	445,901,225	465,768,718
（負債・資本の合計）	4,762,606,348	3,767,522,530	2,242,719,206

③保有土地の状況

区 分		令和4年度期末	令和5年度期末	令和6年度期末
公有用地	保有面積	36,008.48 m ²	36,206.79 m ²	21,939.82 m ²
	保有金額	3,594,030,645 円	3,342,932,657 円	1,808,900,986 円
代替地	保有面積	8,954.02 m ²	8,826.48 m ²	8,048.41 m ²
	保有金額	122,620,612 円	115,411,838 円	115,636,837 円

④借入金の状況

令和6年度期末の借入金残高 1,677,234,860 円

・みなみ信州農業協同組合 328,025,645 円

・飯田信用金庫 1,349,209,215 円

Ⅱ 株式会社 フクシ・エンタープライズ (公の施設の指定管理団体監査)

1 監査の対象

名 称 株式会社 フクシ・エンタープライズ (以下「フクシ・エンタープライズ」という。)
代表者 代表取締役 福士 朝尋
所在地 東京都江東区大島一丁目9番8号
上記団体の所管部局 教育委員会生涯学習・スポーツ課

2 監査の範囲

飯田運動公園プール (通称: アクアパーク IIDA) (以下、「飯田運動公園プール」という。) の指定管理団体として、主として令和4年4月1日から令和7年6月末における団体の事業全般に係る出納、その他の事務の執行状況について監査の範囲とした。

3 監査の結果

フクシ・エンタープライズによる飯田運動公園プールの管理・運営は指定管理の趣旨に沿って実施されており、出納その他の事務の執行についてもおおむね適正に行われていることを認めたが、一部に是正又は改善の検討を求める事項が認められた。今後の事業運営にあたり次の点を留意されたい。

監査結果の区分

- | | |
|----------|---|
| 【指摘事項】 | 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの |
| 【指導事項】 | 是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの |
| 【検討要望事項】 | 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの |

【指摘事項】

なし

【指導事項】

基本協定書第9条第1項において、「設置者及び指定管理者は、この協定書に定めるもののほか、仕様書に従い信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」、また、仕様書においては、「指定管理者は、プール開場期間中については日報を、その他の期間は半月報を作成し、日報については当該日の翌日、半月報については半月ごとに市に提出するものとする。」と謳われている。日報については、毎日作成されているが、特別な報告がある場合のみ翌日に市に提出され、それ以外はシーズン終了後に提出されていることを認めた。また、半月報は巡回チェックシートとして作成され、適宜、市に提出されていることを認めた。設置者及び指定管理者は、適正な運営管理を考慮して、協議の上、仕様書の見直しを行うこと。

【生涯学習・スポーツ課】

【フクシ・エンタープライズ】

【検討要望事項】

- (1) 基本協定書第32条第1項には、「指定管理者は、本業の遂行に関し利用者等から苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処するものとする。この場合において、指定管理者は、当該苦情の内容、処理の経過及び結果について適切に記録するものとする。

る。」と謳われている。苦情への対応記録については、やрмаいか提言の苦情に対する対応記録だけでなく受付や監視員等スタッフが直接受けた苦情に対する処理結果等についても記録し、情報共有を図られたい。

【フクシ・エンタープライズ】

- (2) 水中等で使用するため、備品シールが貼付されていない備品があることを認めた。備品シールを貼付できない備品については、備品の写真と備品シールを一元管理する台帳を整備するなど、工夫を凝らして適正な備品管理に努められたい。

【生涯学習・スポーツ課】

- (3) 施設内にある案内看板について、経年劣化により表示が見えにくいものが散見された。利用者にわかりやすい看板となるよう計画的な修繕を実施されたい。

【生涯学習・スポーツ課】

- (4) 指定管理者が、自主事業として飲食店の営業を委託していることを認めた。指定管理者は、飲食店を営む受託者と日頃からコミュニケーションを図り、飲食店利用客から寄せられた苦情や意見を聴取するとともに食品衛生管理の状況を把握し、その上で設置者と情報共有を行い、施設の管理運営における事故やトラブル発生の未然防止に努められたい。

【生涯学習・スポーツ課】

【フクシ・エンタープライズ】

4 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

＊次年度の定期監査（後期）時に措置後の成果や状況の回答求める

(1) 指導事項

指導事項	措置状況
基本協定書第9条第1項において、「設置者及び指定管理者は、この協定書に定めるもののほか、仕様書に従い信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」、また、仕様書においては、「指定管理者は、プール開場期間中については日報を、その他の期間は半月報を作成し、日報については当該日の翌日、半月報については半月ごとに市に提出するものとする。」と謳われている。日報については、毎日作成されているが、特別な報告がある場合のみ翌日に市に提出され、それ以外はシーズン終了後に提出されていることを認めた。また、半月報は巡回チェックシートとして作成され、適宜、市に提出されていることを認めた。設置者及び指定管理者は、適正な運営管理を考慮して、協議の上、仕様書の見直しを行うこと。	プール開場期間中の日報、半月報、巡回チェックシートを提出させる意図は、事故や緊急事態の発生を早期に把握して対応するためであることを踏まえ、予備監査直後の9月末に指定管理者との協議を経て仕様書の内容を次のとおり変更した。 日報等の提出は行わず、事故や緊急事態が発生した際に所定の様式で報告を行うこととした。また、事故や緊急事態の発生時以外の報告については、開場期間終了後、巡回終了後、業務終了後とした。 【生涯学習・スポーツ課】 【フクシ・エンタープライズ】

(2) 検討要望事項

検討要望事項	措置状況
(1) 基本協定書第 32 条第 1 項には、「指定管理者は、本業の遂行に関し利用者等から苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処するものとする。この場合において、指定管理者は、当該苦情の内容、処理の経過及び結果について適切に記録するものとする。」と謳われている。苦情への対応記録については、やらまいか提言の苦情に対する対応記録だけでなく受付や監視員等スタッフが直接受けた苦情に対する処理結果等についても記録し、情報共有を図られたい。	予備監査直後の 9 月末に苦情などの受付から対応までを記載する記録様式を作成し、保管することとした。また、受付や発生時点における責任者への連絡や報告、対応した結果の報告、従業員間の情報共有の方法について整理し、次年度のシーズンから実施する。 【フクシ・エンタープライズ】
(2) 水中等で使用するため、備品シールが貼付されていない備品があることを認めた。備品シールを貼付できない備品については、備品の写真と備品シールを一元管理する台帳を整備するなど、工夫を凝らして適正な備品管理に努められたい。	プールの中や常に水や雨風にあたる場所で使用する備品については、剥がれた備品シールや保護テープを幼児などが誤飲する危険があるため、貼付は行わずに台帳と画像データで備品を特定できるよう工夫し、適正に管理する。 【生涯学習・スポーツ課】
(3) 施設内にある案内看板について、経年劣化により表示が見えにくいものが散見された。利用者にわかりやすい看板となるよう計画的な修繕を実施されたい。	すでに見えにくくなっている看板を特定し、位置図を作成した。看板の修繕に向けて見積もりを徴収する一方で、案内や表示そのものの必要性などの検討も進め、次年度シーズン前までに必要な部分から修繕に取り組む。 【生涯学習・スポーツ課】
(4) 指定管理者が、自主事業として飲食店の営業を委託していることを認めた。指定管理者は、飲食店を営む受託者と日頃からコミュニケーションを図り、飲食店利用客から寄せられた苦情や意見を聴取するとともに食品衛生管理の状況を把握し、その上で設置者と情報共有を行い、施設の管理運営における事故やトラブル発生の未然防止に努められたい。	施設内での飲食物の提供により利用者への良好な施設サービスが提供できているが次年度シーズンからは、指定管理者の自主事業であっても苦情や意見を業者が記録して指定管理者と共有した上で、改善や改良につなげられないか協議するほか、利用者の要望やニーズを把握してよりよいサービスの提供ができるよう努める。 【生涯学習・スポーツ課】 【フクシ・エンタープライズ】

5 監査対象団体の概要等

(1) 設立

- ① 設立年月日 昭和 58 年 4 月 27 日
- ② 設立の目的

- ア 各種スポーツ施設（プール、トレーニング室、体育館、グラウンド、庭球場等）の管理・運営
- イ 健康増進施設の管理・運営
- ウ 温浴施設の管理・運営
- エ スポーツ施設、健康増進施設の整備に関するコンサルティング業務
- オ 各種スポーツ教室・講習会の企画・指導
 - 幼児体育教室、小学生体育教室、生活習慣病予防教室等の企画・指導
- カ 各種競技会及びレクリエーション活動の企画・指導
- キ 各種スポーツ用品、用具、運動機器等の販売
- ク 運動機器等のリース及びレンタル
- ケ 中古品の買取・販売
- コ 什器、家具等の販売及びリース、レンタル
- サ 運動機器等の保守点検業務
- シ 福祉、介護、介助事業
 - 通所介護施設（デイサービス等）の運営
 - 通所介護施設（デイサービス等）受託業務
 - 老人福祉施設の運営
 - 福祉、介護に係る健康運動教室の企画・指導
- ス 子育て支援受託業務
- セ 鍼灸、あんまマッサージ事業
- ソ 警備業（受付・電話交換業務を含む）
- タ 建物の保安管理及び駐車場の管理業務
- チ 海水浴場の監視
- ツ 各種イベント会場の管理・運営、事務局業務
- テ 各種文化教養施設（博物館・美術館・音楽ホール、文化ホール、図書館、生涯学習施設、青少年施設、公民館、児童館等）の管理・運営
- ト 一般労働者派遣事業
- ナ 医療機器、医療検査機器、医療用具等のリース、レンタル及び販売
- ニ 医薬品の販売
- ヌ 防災用品（消火器具・非常食品・防災頭巾・担架）及び清掃機器、用具の販売
- ネ 浄化槽及び貯水槽等の清掃・保守・点検
- ノ 道路・公園・建築物の清掃
- ハ 公園施設の維持管理、運営業務
- ヒ 建物設備（消防設備・エレベーター・電気・冷暖房機器・冷凍機・空調設備）の保守・点検
- フ 水質検査業務
- ヘ 広告業
- ホ 飲食店業
- マ コンビニエンス・ストアの経営
- ミ 酒類、煙草、食品、日用雑貨、玩具、文具、服装雑貨等の販売及び売店の経営
- ム 損害保険代理店業務
- メ 地方自治法に基づく指定管理者としての公の施設の管理及び公共機関からの委託業務の請負に関する業務
- モ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）に基づく公共施設の維持管理、運営業務

- ヤ 都市公園法に定める公募設置管理制度（Park-PFI）による公募対象施設の設置及び運営業務
- ユ 造園、植栽工事の設計及び管理
- ヨ 送迎バス及び送迎車両の運行
- ラ 宿泊施設の運営並びに管理
- リ 上記各号に付帯する一切の業務

（２）組織の概要（令和６年６月現在）

役員 代表取締役２人
 専務取締役１人
 常務取締役１人
 取締役４人
 監査役１人
 従業員 （社員）２７２人、（非常勤）１,７０９人

【飯田運動公園プール】（令和７年６月時点）

統括責任者１人（社員）
 副責任者３人（社員） ※業務担当者兼任
 衛生管理者１人（社員又は臨時）
 監視員（臨時）
 受付員（臨時）
 救護員兼受付員（臨時）
 防火管理者 ※統括責任者兼任

（３）指定管理

- ① フクシ・エンタープライズは、飯田運動公園プール条例第３条の規定により飯田運動公園プールの指定管理団体として、飯田運動公園プール条例、飯田運動公園プールの管理運営に関する基本協定書及び飯田運動公園プール指定管理者業務仕様書、飯田運動公園プールの管理運営に関する協定書に基づき管理運営を行っている。現在の契約期間は令和５年４月１日からの５年間である。

② 指定管理に係る管理費の状況

飯田市からの指定管理に係る管理費は次のとおりである。

（単位：円）

令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
20,546,000	20,280,000	20,400,000	20,280,000

※令和４年度は市民プールの指定管理業務を含む

(4) 収支決算

(単位：円)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入計		26,885,038	28,857,204	29,200,183
	利用料金収入	4,820,620	6,334,300	6,206,500
	ロッカー料金収入	488,200	759,700	694,300
	専用利用収入	214,750	380,800	548,800
	社会保険協会補助券手数料	100,300	—	144,600
	飯田勤労者共済会補助券手数料	52,500	—	56,100
	自主事業・物販販売イベント収入	662,668	1,102,404	1,149,883
	指定管理料	20,546,000	20,280,000	20,400,000
支出(1)		13,802,401	14,211,947	15,972,847
人件費		13,682,401	14,108,947	15,869,847
責任賠償保険		120,000	103,000	103,000
支出(2)		10,385,551	9,921,775	10,924,132
消耗品(清掃・運営用/機械・ポンプ類/事務用等)		179,989	468,706	600,397
医薬品		4,816	—	1,590
委託費	ろ過装置保守点検	545,600	531,300	531,300
	スライダー本体点検	280,500	308,000	308,000
	起流ポンプ始業・終業点検	231,000	193,600	231,000
	管理棟消防設備点検	60,500	60,500	60,500
	ウォータースライド法定点検	385,000	319,000	429,000
	排水処理施設維持管理業務	484,000	484,000	484,000
	競技システム点検(隔年)	363,000	0	418,000
	衛生器具等保守点検	101,200	101,200	115,500
	特殊清掃業務	301,283	187,000	187,000
	襲雷警報器保守点検(隔年)	72,000	0	99,500
修繕費		180,070	244,828	30,644
光熱水費	電気	1,019,896	702,726	666,297
	水道	1,666,293	1,838,502	2,248,320
	ガス	53,458	72,383	79,349
燃費費(エンジンオイル、ガソリン)		16,368	20,710	12,470
通信運搬費(電話使用料・USEN使用料・郵便代)		139,809	136,944	178,909
医薬材料費(次亜塩素、珪藻土、水質管理消耗品等)		1,003,276	1,034,285	1,340,900
備品購入費		0	196,200	218,136
印刷製本費		70,005	71,120	64,900
広告費		176,000	289,400	297,000

賃貸借費	AED及び付属品セットリース	15,549	87,120	116,160
	プールクリーナーリース	185,580	7,022	7,022
	券売機レンタル	220,000	242,000	242,000
	高圧洗浄機等レンタル	69,542	65,890	68,530
	作業車レンタル	—	23,980	68,200
	プールクリーナー（自動）50m用	—	29,160	—
	その他（賃貸物件、駐車場）	316,070	—	—
手数料	浄化槽法定検査手数料	15,000	15,000	15,000
	水道開栓手数料	5,225	0	0
	水質検査7項目	165,000	162,866	165,000
	本社振込手数料一式	18,479	18,863	16,958
	その他ゴミ処理手数料	53,000	88,110	53,900
	両替手数料	7,370	6,160	1,650
業務管理費	業務管理費	1,222,000	1,200,000	1,200,000
	巡回施設管理費	288,000	160,000	160,000
研修費等		470,673	555,200	207,000
税	租税公課	1,649,949	1,893,543	1,827,605
支出計（1）＋（2）＋税		25,837,901	26,027,265	28,724,584
収支合計（収入－支出計）		1,047,137	2,829,939	475,599
※令和4年度は市民プールの収支含む				

（５）実施内容

①施設概要

50mプール（公認8コース）、25mプール（変形5コース）、流水プール（全長213m）、ファミリープール（直径11m）、りんごプール（幼児用・滑り台）、ウォータースライダー4基（ブルー、イエロー、ホワイトリバー、グリーン）、管理棟、濾過機械室、器具倉庫、汚水処理施設、トイレ棟A・B、売店

②開場期間及び時間

- ア 令和4年度 令和4年7月11日（月）～令和4年9月4日（日）
午前10時30分開場～午後4時30分閉場
- イ 令和5年度 令和5年7月1日（土）～令和5年9月3日（日）
午前10時開場～午後5時閉場
- ウ 令和6年度 令和6年7月13日（土）～令和6年9月1日（日）
午前10時開場～午後5時閉場

③利用状況比較

年度	開場日数	入場者数（人）	一日平均入場者数（人）
R 2	39	10,545	270
R 3	29	9,400	324
R 4	53	12,268	231
R 5	58	18,942	327
R 6	41	19,037	464